

大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

第25号

令和2年7月

第25号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

事業進捗説明会・相談会 開催のご案内



事業期間の延伸に
向けた協議も
進めています。



日時

一日目：8月28日（金）

19時～21時

二日目：8月29日（土）

10時～12時

内容

- ① 不燃化特区事業の進捗と事業期間の延伸について
- ② 不燃化建替え助成事業についてのご説明（裏面参照）

※当日、個別のご相談に応じます。

また、専門家派遣をご希望される方のご相談にも応じます。

両日とも同じ内容です。ご都合のよい日にお越しください。

会場

大谷口地域センター（3階洋室B）

住所：大谷口二丁目12番5号

【ご来場の方へ コロナ感染症対策についてのお願い】

皆様には、マスク着用での参加をお願いします。また当日発熱など体調に不安がある方は、ご参加をお控えください。なお、今後、急激な感染拡大等により、会場の使用が出来なくなった場合には、開催を延期させていただくこともあります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

不燃化特区事業の事業期間の延伸に向けて

■大谷ロー丁目周辺地区で、実施している不燃化特区事業

- 消防活動困難区域を解消するために幅員6mに拡幅整備している道路事業
- 燃えにくい建物を増やしていくために、建築後一定期間を経過しているモルタル造などの木造建物の除却や建替えを行う際の助成事業

現在事業期間は、令和2年度（令和3年3月末）までの事業のため、これまでは、建替え等の助成を受けるためには、令和2年12月までに「助成金交付決定」が下りている必要があるとお伝えしてきました。

しかし、事業の進捗状況や助成事業を活用された方のご要望を受け、事業期間の延伸に向けた協議を関係機関と進めています。

今からでも間に合います！建替えや空家等の除却などを検討されている方はご相談ください。



不燃化特区 助成制度

●設計や工事の**契約前に申請が必要**です。まずはご相談ください。

助成内容

- 除却費（最大150万円）※除却だけでも助成対象です。
- 設計費（最大100万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大25万円）
- 工事費（最大150万円）※主要生活道路沿道のみ対象

対象建物

助成対象となるのは、以下の①～③を全て満たしている建築物です。

- ①：主要構造部が木造のもの
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外のもの
- ③：耐用年限（木造住宅22年）の2/3を経過したもの

○建替えの予定がなくても、対象建物を「除却」するだけでも助成されます。

○建替えはもちろん、更地の期間でも固定資産税や都市計画税等の優遇があります。

このニュースや相談会に関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

